

令和 6 年(ワ)第 6807 号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外 1 名

被告 宮部龍彦

準備書面 2

令和 7 年 8 月 23 日

大阪地方裁判所第 22 民事部合議 2 係 御中

被告 宮部龍彦

第1 原告第1準備書面への反論

1 「第1 答弁書に対する認否反論」について

これらに対し、必要に応じて反論する。

(1) 仮処分決定の効力(書面 3 頁)

仮処分は本案を拘束しないという従前主張を前提に、原告自身の主張でも対象は別紙投稿記事目録 1-35・2-20 に限られている。よって、本件全体につき違法性が既に確定しているかのような扱いはできない。

(2) 大阪府連の当事者適格(書面 3 頁)

これは本案前の適法要件の問題である。原告は同盟員個々人の「差別されない権利」が寄託されたもので総有であると主張するが、団体としての独自の権利侵害(業務遂行権等)の特定がない。団体の名簿が提出されていないため、同盟員らと各地域の関係も分からない。これらの点は本案前に判断されるべきである。

「大阪府連自身が、長年にわたり自治体等の支援を受けながら当該地域を同和地区と喧伝してきた」のは事実である。大阪府連関係団体が出版した『大阪市同和事業促進協議会 10 年の歩み』(乙 31)、『大阪の同和事業と解放運動』(乙 32)、『50 年のあゆみ』(乙 33)には部落名な

いしは同和地区名、所在地、同和対策施設等が列挙されている。『大阪府解連協 10 年のあゆみ』(乙 34)には同和対策の施設の名称と所在地、多くは地域名を冠した関連する部落解放同盟の支部名が列挙されている。これらの書籍は今でも国立国会図書館等で閲覧可能であるほか、しばしば古書店にも流通している。

原告大阪府連が糾弾した、大阪府内の企業によって組織させた大阪同和問題企業連絡会(現在の「大阪同和・人権問題企業連絡会」)による『大阪同和問題企業連絡会編集足跡—この十年』(乙 35)の奥付によれば大阪府の一部署が団体の事務局になっている。

「被告こそが喧伝した」という強弁は事実経過の重要部分が無視している。

(3) 個人原告の請求適法性(書面 4 頁)

原告は仮処分決定文言を引用するが、同決定は「原告が自己の居住を積極的に明らかにしていない」という事実認定を前提に、なお侵害がありうると述べたにとどまる。

なおかつ、仮処分後に AI 革命とも呼べるような世の中の変化が進んでおり、高度な生成 AI を用いて調査すれば、本件画像サイト等を除外しても旧南新堂村が部落であること、原告田村が地元の部落解放同盟員であることが容易に分かる(乙 30)。

仮処分で裁判所がインターネット上で公になっている情報をことさら無視してきたことは理解に苦しむところであるが、AI によってさらにそのことが可視化されている。

(4) 請求の特定・広範性(書面 4 頁)

原告は「本件各投稿」に限定すると述べるが、訴え変更で目録の逐次追加が行われており、将来投稿まで含意するような差止めを狙っていることは明らかである。これは典型的な事前抑制である。

(5) 「公知情報の再整理」でも違法との反論について(書面 5 頁)

原告らがインターネット上でも富田林の若松一丁目が同和地区だと分かる情報を発信していることは、再三述べていることである。

また、全国部落調査事件の判決は、過去の地名が掲載された出版物に対して販売等が禁止されたものであり、現在の地名であるか、境界が示されているかといったことは区別していない。なお、原告大阪府連関連団体が作成した『50 年のあゆみ』(乙 33)には丁目単位の地名が書かれ、地図や航空写真まで掲載されている。

また、乙 29 に示した通り、2022 年には国立国会図書館デジタルコレクションで過去の書籍がインターネット上で検索可能になっている。

さらに AI の高度化など、昨今は情報技術の進歩が著しく、もはやインターネットとそれ以外の情報の拡散力、アクセスのしやすさを区別できなくなる一歩手前まで来ている。本訴訟の審理中もまさにそれが進行中である。

全国部落調査の判決でも見られた、情報格差の存在を前提とした事実認定には普遍性がなく、今まさに破綻を迎えつつあることは明らかである。

(6) 公益性の有無について(書面 6 頁)

原告は、市営住宅・補助金・税金といった語を出したからといって公益ではないという趣旨のことを述べるが、本件では議会審議・契約情報・入札結果など行政監視に直結する一次資料に依拠しており、公益性は明白である(乙 18-1～18-8)。

市営住宅・補助金・税金ということを出しても公益ではないというのなら、乙 33 のような出版物にも公益性はないことになる。

さらに記事の公益性をさらに強化するために、富田林の元市議と一緒に、市営住宅・補助金・税金以外の問題もさらに詳細に解説した記事

(乙 36)を公開した。

乙 36 の記事で述べている通り、富田林市の吉村善美市長は部落解放同盟員である。その証拠に、乙 37 によれば、吉村善美市長が大阪府議会選挙に立候補した時に原告大阪府連が「組織内候補」と公言している。また富田林市の辰巳真司市議は部落解放同盟富田林支部の支部長であり、後援会事務所には解放同盟支部が置かれ、水平社宣言の石板が設置されている(乙 38)。

乙 23 から原告田村賢一、吉村善美市長、辰巳真司市議が密接に関係していることがうかがえるし、三者が部落解放同盟員であり、若松一丁目が同和地区であるということは富田林市の市政を議論するうえで欠くことのできない事実である。市長や市議が同和事業により利益を得る立場であることは明らかであり、利益相反行為がないか市民が監視することは欠かせないことだからである。

本訴訟は、原告らが裁判所を利用して、公益のための議論さえも封じさせようとしている疑いさえある。

- (7) 「差別的表現や排除を推奨」等の評価について(書面 7 頁)

原告らの主観的な感想に過ぎない。

- (8) 「全国部落調査」の切り売りとの評価について(書面 7 頁)

大阪府内の部落ないし同和地区については、原告大阪府連関連団体が作成した資料(乙 32 等)により、ほぼ網羅的に明らかにされているので、全国部落調査があってもなくても関係がない。

- (9) 就職差別、結婚差別、不安や恐怖について(書面 8 頁)

部落問題に係る就職差別、結婚差別が現存するという事について、権威のみに依拠しない具体的な証拠は存在しない。原告らの言う「就職差別、結婚差別」は具体的立証に欠ける抽象的危惧にとどまる。

- (10) 「積極的に市からの補助金を受け」ている事実の否認について(書面 8 頁)

これは原告らが市からの補助金を受けている事実を自白したものである。そうでなければ「積極的に」を付ける必要はないからである。

2 「第2 被告の行為が差別されない権利(人格権)を侵害すること」について

- (1) 「1 本件サイト等の内容と目的」について(書面 9 頁)

全国部落調査事件の判決が確定していることは認めるが、その余は争う。

そもそも、本件サイト等で「被差別部落」との用語は用いていない。原告の言う「被差別部落」の定義は曖昧であり、それを定義するためには、原告側あるいは裁判所が地域一覧を示さなければならないが、そのこと自体が、一覧情報が違法であるという原告らの主張と矛盾する。

本件サイトは本質的には記事単位の取材・報道・論評であり、地域史・都市政策・住環境の変遷に関する説明と現況の記録である。

明治から昭和初期にかけての郷土史家である菊池山哉は近代以前の「長吏」や「曲輪」を歴史・地理の観点から踏査・記録し、僅かではあるが河内国(大阪府東部)についても記述がある。例えば乙 39『長吏と特殊部落』には燈油村(甲 23 の 41)、林村(甲 23 の 20)についての記述がある。

本件「曲輪クエスト」は、まさにこの研究系譜に接続するもので、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察(風致・施設・地名等)を重ねて記録化する営みである。先行研究が果たした公的・学術的意義(地域史の保存・差別史の可視化・施策史の検証可能性の確保)は、本件記事にも妥当する。

仮に原告らの主張を認めれば、部落に限っては地理・地誌があたかも関係団体や住民の所有物ということになってしまい、このような考え方は

学問の自由や表現の自由を真っ向から侵害するし、むしろ特別扱いにより偏見を強めるものである。

- (2) 「2 地域を特定して晒すことが部落差別を助長し拡大すること」について(書面 10 頁)
- 争う。

乙 28 号証から明らかな通り、阿久澤麻理子氏は長年、部落解放同盟系の研究・啓発ネットワークと密接な関与を有する人物であり、本件当事者の主張と利害を共有する立場からの意見である。原告自身も同意見書を前提に本件の枠組みを構築しており、一次的な実証データではなく評価的所見が中心である。

意見書が拠る自治体アンケート等は、一般的忌避意識の存在を示すにとどまり、本件サイト閲覧が差別行動を誘発するという因果の特定も統計的有意の証拠も示していない。原告書面が掲げる「人」「土地」に対する忌避意識(堺市・大阪市・埼玉県調査等)は時点・地域もまちまちで、本件記事の公表行為と差別との因果関係を立証していない。

原告は「属地的差別」をキーワードとして、地名が出れば直ちに人格権侵害と位置付けるが、民法 709 条の判断は①違法性(権利・利益侵害の程度)、②因果関係、③損害、④過失という要件事実の積み上げを要する。抽象的危険(一般意識)をもって個別表現の違法性に直結させるのは、比例原則に反する過剰な拡張である。

- (3) 「3 本件画像サイトと本件動画サイトが部落差別を助長し拡大すること」について(書面 13 頁)

争う。

原告は、画像・動画で「特定が容易になる」から違法とするが、媒体の相違のみを理由に違法性を基礎付けるのは相当でない。違法性評価の軸は表現の内容であり、媒体の種類ではない。

原告が持ち出す総務省ガイドラインは、大規模プラットフォーム事業者の運用指針であり、私人の学術・報道表現の違法性を直接定立する規範ではない。原告のように、同ガイドラインの「例示」を根拠に私人の表現を包括的に禁圧することは、規範の射程を取り違えた主張である。

- (4) 「4 差別されない権利と「みなし差別」(＝属地判定による差別)」について(書面 16 頁)

争う。

「みなし差別」との用語ないし概念は、原告ら独自の主張に過ぎないし、原告ら自身が「みなし」を行っていることを、他者に責任転嫁しているものである。

原告らは「人種差別撤廃条約」を引き合いに出すが、本件各投稿は地域に関するものであって「人種」とは無関係である。むしろ、原告らの主張は、原告ら自身が部落の住民があたかも別の人種であるかのような偏見を抱いていることを自白している。

- 3 「第3 第1回口頭弁論期日における被告発言に関する誤り」について

第1回口頭弁論での発言は、裁判所の進行指揮により記録に残さず弁論として取り扱わないことが確認されている。したがって、これらは本件の争点整理の対象外である。よって認否を要しない。

当該部分の主張は訴訟進行に資さないため、裁判所におかれては争点整理上、対象外として取り扱うよう求める。

以上